

所沢市通所型短期集中予防サービス業務委託 公募実施要領

第1 公募の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防は、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけに偏ることなく、介護予防によって得られた活動的な状態を維持するための活動や、社会参加を促す取組を行うべきとされている。

所沢市では、多様なサービスの一つである通所型短期集中予防サービス（厚生労働省告示第196号「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」で規定されている通所型サービスC）を実施している。

本公募は、本サービスについて、上記の介護予防の考え方を踏まえつつ、地域性を考慮した有効かつ効率的なサービスにするために実施するものであり、その要件を本要領において定め、事業者でいかに自社の特性を活かして実施が可能か、広く企画提案を求めるものである。

第2 本サービスの基本的な考え方

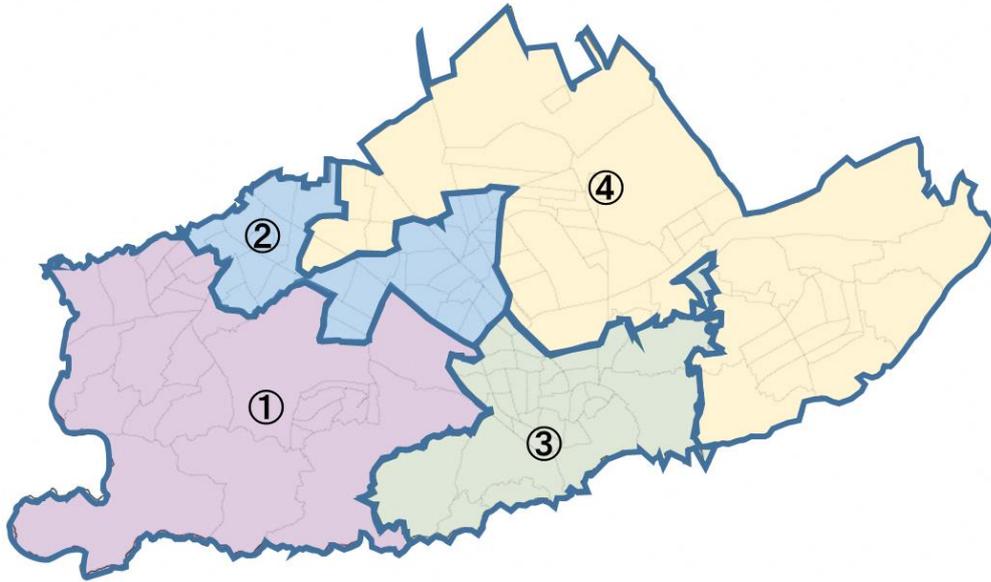
- 1 介護予防ケアマネジメントにより、事業終了後の明確な目標設定ができ、それに向けた機能改善が見込まれる対象者について、担当者会議で目標を共有し、適切な機能改善プログラムを実施する。
- 2 利用者に、日常習慣に取り入れることのできる介護予防の知識を習得してもらい、地域に戻っても継続実施できるよう意識付けを図る。
- 3 通所終了後においても、利用者が滞りなく日常生活に戻るため、かつ介護予防活動の継続や社会参加につなげるために、必要に応じて訪問によるサポートを行うことにより、社会復帰及び社会参加への障壁の除去を図る。
- 4 地域包括支援センターと密に連携し、事業終了後の社会復帰及び社会参加につながる円滑な事業実施を図る。

第3 設備基準

- 1 プログラムを安全に実施することができる広さ（3㎡/人 × 利用者数）を確保できる施設で実施すること。
- 2 安全で衛生的な環境が整備されたスペースで実施すること。
- 3 介護保険サービスを実施している施設と同一の施設で実施する場合は、介護保険サービスを実施している時間帯の同一スペースで実施しないこと。

第4 公募する事業者の担当区域

日常生活圏域を基にした次の区域について、区域内の1事業所にて実施すること。



	区域	区域内地域包括支援センター	区域内後期高齢者人口
①	第1区域	三ヶ島第1・小手指第1・山口	13,920人
②	第2区域	新所沢・新所沢東・三ヶ島第2・小手指第2	12,960人
③	第3区域	所沢・吾妻・松井西	12,534人
④	第4区域	富岡・松井東・柳瀬・並木	14,561人

※1 区域内後期高齢者人口は、令和6年3月31日時点の数値。

※2 区域の境界に住所を有し、かつ、主な生活の場や本サービス利用終了後の社会参加の場などが隣接する区域内となる利用者は、介護予防ケアマネジメント実施者、受注者、利用者及びその家族等と協議のうえ、隣接する区域の事業所を選択できるものとする。

第5 公募単位

本委託業務は、上記第4の区域ごとに公募を行い、一の事業者が複数の区域に応募することも可能とする。

第6 委託予定業務概要

1 件名

所沢市通所型短期集中予防サービス業務委託

※ 付随業務として、所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務委託を予定。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 委託予定内容

別紙1のとおり

※ 付随業務所沢市自宅でちょこっとリハビリについては、別紙2のとおりとする。

4 委託料

(1) 見積限度額

上記第4の区域一つにつき2,290,000円（消費税非課税）までとする。

※ 付随業務（所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務委託）については、単価契約とし、別途見積合わせを実施する予定である。1回あたりの単価12,000円までとし、1か月4回程度の実施を想定している。

(2) 委託料の内訳

人件費並びに備品費、消耗品費、保険料、通信費、会場使用料、光熱水費及び送迎費等事業実施に必要な経費とする。なお、備品費及び消耗品費は、事業の実施に必要なものを購入することとし、他の事業への転用は原則認めない。

5 契約形態

企画提案方式による随意契約

※ 付随業務（所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務委託）については、一者特命による随意契約とする。

第7 必ず遵守すべき基準

介護保険法施行規則第140条の62の3第2項に規定される次の事項を満たすこと。

- 1 従事者の清潔保持と健康状態の管理
- 2 従事者又は従事者であったものの秘密保持
- 3 事故発生時の対応
- 4 廃止・休止の届出と便宜の提供

第8 個人情報の取扱い

- 1 個人情報の保護に関する法律及び所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適切な取り扱いを行うこと。
- 2 当市情報セキュリティポリシーを遵守し、万全の注意を払い実施すること。
- 3 実施にあたっては、担当者間で情報共有を行い、活用することから、予め利用者本人から個人情報を目的の範囲内で利用することの同意をとること。
- 4 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は他に漏らさないこととし、従事期間が終了した場合も継続すること。
- 5 入手した個人情報の処分について、受注者の責任において個人情報の保護に十分配慮したうえで遂行するものとし、業務完了後、適正に処理した旨を証する書類を市に提出すること。

第9 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。

第10 実施手順

1 応募資格

次の各号に掲げる要件を満たす事業者。

- (1) 公募説明会に出席していること
- (2) 所沢市に事業所または事務所を有する法人であること

- (3) 次のいずれかに該当する法人であること
 - ① 所沢市通所型短期集中予防サービス又は他市区町村における同様の通所型サービスCの運営実績がある法人
 - ② 所沢市内に本社又は事業所を有し、実際に事業の運営主体である法人であり、介護事業又は介護予防事業の運営実績がある法人
 - ③ 埼玉県が整備している地域リハビリテーション支援体制のケアサポートセンター又はその協力医療機関とされている法人
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者ではないこと
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと
- (5) 事業に関して法令上必要とする許可を受けていること
- (6) 所沢市が定める仕様書を遵守できること

2 欠格事由

- (1) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）である者又はこれらの者と関係が特に認められる者
- (2) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 市税（所沢市市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納している者

3 公募実施スケジュール

公募期間	令和6年5月31日（金）から令和6年6月14日（金）
説明会申込期限	令和6年6月14日（金）午後5時まで
公募説明会	令和6年6月20日（木）午後2時から
質問受付期限	令和6年6月27日（木）午後5時まで
質問最終回答日	令和6年7月3日（水）
応募書類提出期限	令和6年7月4日（木）から令和6年7月11日（木）午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和6年7月22日（月）
優先交渉権者決定通知発送	令和6年7月25日（木）以降（予定）
契約締結予定	令和6年8月1日（木）以降（予定）

4 企画提案内容

- (1) 業務実施体制（人員体制・連携体制・管理体制について）
- (2) 同業務又は類似業務の実績
- (3) 基本方針
- (4) 業務実施計画（実施プログラム・日程・報告について）
- (5) サービス終了後の利用者との関わり方
- (6) 緊急事態等における業務継続の措置

5 質問の受付及び回答

本事業の内容に関する質問がある場合には、公募説明会から質問受付期限までに、質問

書により電子メールで質問すること。持参、郵送又は電話による質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けない。提出のあった質問への回答は、質問最終回答日までに、説明会出席事業者にメールにて送信する。

※ 電子メールアドレス：a9120@city.tokorozawa.lg.jp

6 応募方法

(1) 公募説明会

次のとおり公募説明会を実施する。出席を希望する事業者は、説明会申込期限（令和6年6月14日（金）午後5時）までに説明会申込書を電子メール又はFAXにて提出すること。また、出席者は、公募説明会当日に名刺を提出すること。なお、上記1（1）に記載のとおり、公募説明会への出席が応募資格の一つになっているので留意すること。

日時	令和6年6月20日（木）午後2時から
場所	所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所本庁舎 高層棟3階 301会議室
出席者数	1事業者1名まで
申込先	電子メールアドレス：a9120@city.tokorozawa.lg.jp FAX：04-2998-9138

(2) 応募提出書類

- ① プロポーザル参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 企画提案書
- ④ 事業実施予定場所の図面
- ⑤ 参考見積書

※ 積算内訳のあるもので、所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務の見積は含めないこと。

- ⑥ 商業登記簿の登記事項証明書（コピー可）

※ 「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」

- ⑦ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（コピー可）

※ 納税証明書の種類は、「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明）

- ⑧ 市税の納税証明書（コピー可）

※ 滞納の額がないことの証明

- ⑨ その他必要と認める添付書類

※ 本事業を担当する場合の専門職の経歴、資格・免許証の写し等

※1 上記⑥、⑦及び⑧の書類については、応募書類提出期限の前3か月以内に発行された、現状を反映したものを提出すること。

※2 上記⑥、⑦及び⑧の書類については、所沢市令和5・6年度物品等入札参加資格を受けている場合、提出は不要とする。

※3 企画提案書は所定の様式で提出すること。ただし、図表など様式に記載することが適当でない場合には、1項目につきA4片面2枚までの資料を別途添付してもよい。その場合記載欄には添付の書類が分かるよう明示すること。

※4 提出後の応募書類の修正・変更は認めない。

(3) 提出方法等

部数	正本1部、副本7部
形式	正本は、上記提出書類をA4縦で紙ファイルに綴じ、書類ごとに白紙のページに上記(2)の各丸囲み数字のインデックスを付したものを挿入すること。副本は、写しでも可とし、紙ファイルに綴じずに、クリップ等で閉じたものでも可とする。
提出方法	提出先へ直接持参すること。
提出期間	令和6年7月4日(木)から7月11日(木)まで ※ 受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
提出先	所沢市並木一丁目1番地の1 高層棟1階 所沢市役所 福祉部 高齢者支援課

7 プレゼンテーションの実施

応募書類提出期限内に応募書類を提出した事業者には、後日、日時等を記載した通知により、企画提案書を基にした説明を求める。説明員は2名までとする。説明は、提出された書面により行うこととし、パソコン等の使用は認めない。

8 評価基準

企画提案書とプレゼンテーションに基づき、各評価基準に沿った審査を行う。なお、応募資格要件を満たさない場合は、審査の対象としない。

評価項目	評価内容
業務実施体制	人員体制・連携体制・管理体制は適切か
同業務又は類似業務の実績	同事業又は類似事業の実績は十分か
基本方針	方針が明確で妥当なものか
業務実施計画	実施内容、日程、報告は明瞭かつ実面的か
サービス終了後の利用者との関わり方	訪問による追加支援を加味し、十分なサポートができるか
緊急事態等における業務継続の措置	業務目的達成の為にできる限り措置がとれているか
プレゼンテーション	明確な説明か、質問への応答は的確か

9 優先交渉権者の選定

審査は、所沢市通所型短期集中予防サービス業務委託事業者選定委員会によって行われ、審査終了後、各区域で本事業に適しているとした優先交渉権利の順位を付した決定通知を送付する。順位の高い事業者から優先的に交渉を行い、事業者を決定する。交渉の結果、契約に至らなかった場合は、次位の事業者と交渉を行う。

10 応募事業者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募書類がその提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出された応募書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 欠格事由に当たることとなった場合

(5) その他、応募を行うに当たり不正行為等があった場合

1.1 その他留意事項

- (1) 本公募に応募し発生する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提出された応募書類は返却しない。